

第7章 基本構想の実現に向けて

1. 進行管理体制の構築

(1) 協議会組織の継続

基本構想に示した特定事業については、特定事業計画を作成し、これに基づいて事業を実施することが、バリアフリー法において義務付けられています。このため、各事業者は基本構想作成後、速やかに特定事業計画を作成する必要があります。また、特定事業計画の作成の際、市と各事業者は相互に調整を図る必要があること、また各事業に対する継続的な進行管理を行う体制が必要です。

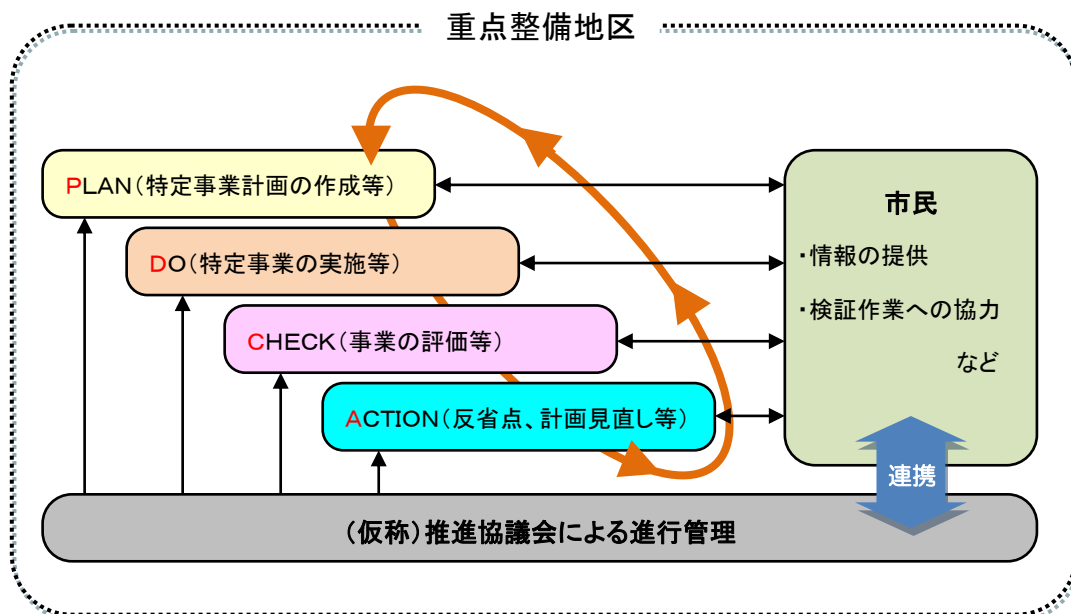
このことから、基本構想を策定した「検討協議会」を「(仮称)推進協議会」として継続し、PDCAサイクルにより各事業の進行管理を行っていきます。

PDCAサイクルとは、基本構想作成（Plan）後の事業の実施（Do）を受けて、その効果を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といったサイクルにより、事業スケジュールの適切な管理とスパイラルアップ（事業の質の向上）を図るという考え方です。

(2) 市民との連携

特定事業計画の作成及び事業の進行管理においては、協議会組織だけでは不十分であり、市民の協力（情報の提供、意見など）が不可欠となります。このことから、PDCAサイクルの各過程において市民との連携（市民への情報提供及び市民の進行管理への協力）を図ることを重視していきます。

進行管理体制のイメージ



2. 重点整備地区外エリアへの取り組み

重点整備地区以外のエリアについても、バリアフリー法に示された“重点整備地区”設定の考え方を踏まえ、施設の新設や改築時にはバリアフリー化が図られるように当該事業者への協力を求め、連続したバリアフリーのまちが市全体に広がっていくように努めていきます。

3. 心のバリアフリーへの取り組み

来訪者に安心して訪れてもらえるようバリアフリーマップの作成や、インターネットを通じたバリアフリー情報の提供などを進めます。

一方、公園その他の公共施設について、だれもが安心して快適に利用できるよう警察や地域住民と協力し、利用マナーの改善に努めていきます。

さらに、「栃木市障がい者福祉計画／平成24年3月」との連携も図りながら、心のバリアフリーへ向けたソフト施策を展開していきます。これらの施策については、地域住民、関係機関の協力のもと、機会をとらえて取り組んでいきます。

心のバリアフリーへ向けたソフト施策

●心の壁をなくす取り組み（「栃木市障がい者福祉計画」の施策目標）

- 多様なメディア媒体を活用して障がいへの理解の啓発を行う。
- 文化やスポーツ活動などの社会交流を通して、同じ地域に暮らす仲間としての相互理解や親睦を深める。
- 関係機関との連携を図りながら、ボランティア養成研修等の機会を促進する。
- 広報の活用をはじめ、「障がい者週間」等には障がいのある人と地域住民が互いに交流できる機会など、相互に理解を深めるためのふれあいの場づくりの充実に努める。

イメージイラスト（国土交通省パンフレットより）



●地域の協力による「安全・安心」確保への取り組み

- ・地域住民と市の協力によるパトロール活動などを定着させ、だれもが公園や公衆トイレを安心して利用できる環境整備に努める。
- ・広報活動などを通じ、道路にはみだしている樹木や、通行に支障する自転車などの整理を促し、視覚障がい者や車いす利用者などが安全かつ快適に移動できる空間の確保に努める。
- ・広報活動などを通じ、幅員が狭い生活道路では、自動車がスピードを落として走行するように地域住民の意識啓発に努める。
- ・障がい者用駐車場について、適正な利用がなされるよう駐車場利用者への意識啓発に努める。
- ・警察の交流活動等を活用し、治安の向上啓発に努める（イラストは栃木県警HPより）。



●バリアフリーに対する意識づくりへの取り組み

- ・交通事業者との協力により、国土交通省でも実施しているバリアフリー教室などを自治会や学校などで開催する機会を設け、子供から大人まで日頃からバリアフリーへの意識づくりができるよう努める（写真はイメージ）。



●わかりやすいまちづくりへの取り組み

- ・「蔵の街」の玄関口である栃木駅、新栃木駅を起点としたサイン計画を作成し、分かりやすいデザイン、見やすい文字に統一した案内板を設置する。
- ・また、観光施設のほかに“多機能トイレの場所”や“休憩場所”、バリアフリーで移動できる経路などを案内するバリアフリーマップを作成する（イラストはイメージ）。



●心のバリアフリーの啓発の取り組み

- ・市のホームページや広報紙、チラシ等を活用し、心のバリアフリーのより一層の啓発に努める。

○（参考）将来のバリアフリー社会を見据えた自立移動支援への取り組み

- ・ 情報社会に生きる将来の高齢者等への対応として、通信情報技術を活用した自立移動への支援に関する検討を行う。全国的には既にユビキタス（「いつでも、どこでも、だれでも」が恩恵を受けることができるインタフェース、環境、技術）社会への取り組みが進められており、国土交通省の施策として、「ICT を活用した歩行者の移動支援の推進 ～ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援の推進～」が進められている。

歩行者の移動支援システムの構成（国土交通省資料）

【目的】

少子高齢化社会に向けて、ICT（情報通信技術）等を活用し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することを目的に、高齢者、障がい者等の移動制約者等に対する ICT 等を活用した歩行者移動支援サービスの普及・展開に向けた環境整備を行う。

